平成２２年（フ）第１６０１号
札幌市西区西野４条６丁目８番１号
破産者　株式会社高拓建設
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２号
北海道空知郡奈井江町字奈井江町40番地
破産者　有限会社ゴールデン北興
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２０年（フ）第３１８号
北海道茅部郡森町字砂原２丁目114番地
破産者　株式会社カネタツ
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２６７号
北海道帯広市東一条南１丁目６番地
破産者　株式会社エコー
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
青森市幸畑５丁目24番地17号
破産者　株式会社柿崎工匠
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
盛岡市津志田中央３丁目５番10号
破産者　株式会社土木技術コンサルタント
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５８号
石川県金沢市彦三町２丁目１番36号
破産者　株式会社武蔵屋洋装店
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７０号
長野県上高井郡小布施町押羽106番地
破産者　株式会社ＦＫ－ＧＲＥＥＮ　Ｄｅｐｏ
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
静岡県浜松市浜北区内野台４丁目36番13号
破産者　和出板金有限会社
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２５６号
京都市北区大北山原谷乾町101番地44　アデリーヌ原谷102
破産者　山川流通システム株式会社
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５７号
京都市右京区西院平町33番地１　サンフェニ西院１階
破産者　ワイアールエス設計株式会社
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５８２号
香川県高松市屋島西町1950番地１
破産者　有限会社ワンワールド
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２号
千葉県香取市新市場255番地
破産者　藤原銀次郎
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第２０９６号
埼玉県川口市西川口３丁目28番14号
破産者　有限会社川口ボーリング興業
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
千葉県香取市佐原ロ2128番地59
破産者　木滝　重人
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第４４１号
茨城県つくば市下広岡1054番地13
破産者　株式会社Ａ－Ｚ・ＳＥＲＶＩＣＥ
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８６９号
川崎市高津区梶ヶ谷２丁目６番地３モア・クレスト梶ヶ谷204
破産者　株式会社ジャテック
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８５号
川崎市中原区新城中町14番40号106
破産者　株式会社日本防蝕工業
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７９２号
愛知県知多郡武豊町字沢田新田89の50
破産者　有限会社タカハシ鋼機
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７７１号
愛知県東海市富木島町山中175番地　ハイツかこ101号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市東区徳川２丁目16番30号
破産者　株式会社キマタ印刷
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３号
三重県四日市市安島２丁目４番18号
破産者　株式会社安島
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
三重県四日市市下海老町1949番地
破産者　水谷　孝弘
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係